

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)
重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

・名 称	老人保健施設みしま野苑一穂
・開設年月日	平成 8 年 8 月 16 日 (開設者: 医療法人社団 楽山会)
・所在地	富山県射水市三ヶ 508 番地
・電話番号	TEL 0766-55-5005 / FAX 0766-55-3721
・管理者名	医師 遠山 一喜
・介護保険事業所番号	1651980003 号

(2) 事業の目的と運営方針

通所リハビリテーションは、要介護状態または要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図ることを目的としています。

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその目標を設定し、利用者が自分らしく生きがいをもって毎日を過ごせるようになるために、通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）計画に基づき通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を行います。

通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者、市町村、地域の保健医療福祉サービスおよび地域包括支援センター、居宅サービス事業者等との連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

(3) 職員体制

	常 勤	非常勤	備 考
・医 師	1		兼務: 老人保健施設管理者
・介護、看護職員	4 以上	1 以上	看護職員は兼務
・支援相談員		1	兼務: 老人保健施設支援相談員
・理学、作業療法士	2 以上	1 以上	
・事務職員	1		
・その他		2 以上	

(4) 通所定員　　・定員 40 名

2. サービス内容

① 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の作成

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案される居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプラン（居宅サービス計画書）に基づ

いて当施設をご利用いただき、理学・作業療法、その他必要なリハビリテーションの提供により、利用者の心身の機能の維持回復を図る目的で実施いたします。通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供にあたっては、医師、理学・作業療法士およびその他サービス提供にあたる職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されます。

- ② 医学的管理・看護
- ③ 機能訓練（リハビリテーション）
- ④ 食事サービス 昼食：12時00分
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

3. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用料金

（1）介護保険給付の自己負担額は、介護保険法で定める一部負担金をご負担いただきます。

（2）保険外負担金として別紙利用料金表に基づき食費等をご負担いただきます。

（2）支払い方法

- ・毎月12日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座振替の方法があります。利用申込み時にお選びください。

4. 協力医療機関等

当施設では、つきの医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしております。

＜協力医療機関＞

- ・射水市民病院 住所：射水市朴木20番地

＜協力歯科医療機関＞

- ・デンタルオフィス RISEI 住所：射水市三ヶ835番地

◇緊急時の連絡先

利用者の健康状態が急変した場合など緊急の場合には、あらかじめ届けられた緊急連絡先に可能な限り速やかに連絡いたします。

5. 当施設利用に当たっての留意事項

- ・ 診療、看護・介護、リハビリテーション等については医師、看護職員、理学療法士、支援相談員等の関係職員の指示に従ってください。
- ・ 通所サービス利用にあたっては、他の利用者の迷惑になる行為は差し控え、秩序を保ち、親睦に努めてください。
- ・ 当施設医師が利用者の病状等からみて必要と認める場合は、往診又は通院を認めますが、

不必要に往診を求めたり通院をすることは認められません。

- 当施設の環境衛生保持のための指示には従ってください。

6. 非常災害対策

- 防災設備 非常通報装置、スプリンクラー設備、消火器、自動火災報知設備、屋内消栓設備、避難器具等
- 防災訓練 年2回（うち1回は夜間想定訓練）

7. 禁止事項

当施設では、ご利用者に安心してリハビリテーションを行っていただくために、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

火災防止及び受動喫煙防止のため、当施設敷地内での喫煙は禁止されています。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設への要望や苦情などは支援相談員までお気軽にご相談ください。

（電話 0766-55-5005）

9. 苦情処理の体制

当施設は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を常設しております。苦情処理の体制及び概要については別紙「利用者家族からの苦情処理の概要」に基づき対応することとしております。

苦情を受け付けた場合には、苦情処理表に記録し当該苦情の内容等の事実確認を行うとともに、その対応を検討し苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行います。

10. 事故発生時の対応

当施設は、通所者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに通所者家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際しての処置については記録し、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償を速やかに行います。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施無し

12. その他

その他施設の利用にあたっての詳細につきましては、ご遠慮なくお問い合わせください。

利用者家族からの苦情処理の概要

当施設のサービス内容に対し、ご意見や苦情がありましたら



- 当施設には、ご意見や苦情申し出の常設窓口として
支援相談員がおりますので、ご自由にお申し出ください。

<常設窓口>

支援相談員 野澤 寛
(電話 0766-55-5005)



- お寄せいただいたご意見・苦情等は、施設長へ報告のうえ
施設の「苦情処理委員会」等で、改善策について検討し、
その結果をお申し出いただいた利用者の方へお伝えいたします。



直接、各市町村・保険者などに申し出ることもできます。

外部苦情申立機関 (連絡先電話番号)	射水市 福祉保健部 介護保険課	0766-51-6627
	富山市 福祉保健部 介護保険課	076-443-2041
	高岡市 福祉保健部 長寿福祉課	0766-20-1372
	富山県国民健康保険団体連合会 情報・介護保険課 苦情相談窓口	076-431-9833
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

当施設を利用され、ご意見・ご要望・苦情等がございましたら
つぎの担当支援相談員へお申し出ください。

<担当者>支援相談員 野澤 寛

施設長